

「在校時間の状況調査」の実施について

平成25年度より抽出月（11月）における在校時間調査を実施して3年目を迎えます。これまでも、在校時間の縮減につきましては、各市町村教育委員会と各学校が連携のもと、着実な取組をお進めいただいているところと存じます。

こうした中、平成27年2月26日、愛知県での公務災害認定訴訟において「公務災害認定」との最高裁判決が出されました。また、7月27日には、文部科学省より「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が示されました。

本県といたしましても、健康障害防止の視点からも「在校時間の縮減」は、重要課題の1つであるとの認識であり、そのための実態調査であります。今後も、以下の資料を参考に、引き続き適正な在校時間把握をお進めいただきますようお願いいたします。

各学校におきましては、今後も、業務の効率化の推進をはかり、業務を終えた教職員がすみやかに退校できる環境作りに一層のご尽力をお願いいたします。

【参考資料】

※ 在校時間調査における留意点 【厚生労働省労働基準局長 別添より】

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（別添）

2 労働時間の適正な把握のために講ずべき措置

(3) 自己申告制により始業・就業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

・・・、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は以下の措置を講ずること

ア 自己申告制を導入する前に、その対象者となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うなどについて十分な説明を行うこと。

イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

ウ 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。又、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払い等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

(4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法109条に基づき、3年間保存すること。